

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
8月25日  
(火曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (農林水産政策課) ..... 三

解除予定保安林 (萩市) (森林整備課) ..... 三

道路の区域の変更 (道路整備課) ..... 三

道路の供用の開始 (道路整備課) ..... 三

○公告

下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 四

下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 四

山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 四

防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 四

防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 五

周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 五

周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 五

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 五

岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 六

岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 六

岩国南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 六

周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 七

契約の締結 (物品管理課) ..... 七

○選管告示

- 政治団体の名称等..... 七
- 政治団体の異動事項..... 八
- 解散等に係る政治団体の名称等..... 八
- 資金管理団体の名称等..... 九
- 資金管理団体の異動事項..... 九
- 公安委公告
- 一般競争入札の実施..... 九



### 山口県告示第三百六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年八月二十五日から同年九月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 一般国道四九〇号道路改良(東の山トンネル) 工事シマダ・秋山建設・宗像建設特定建設工事共同企業体
- 住 所 山口市大内御堀三二七三番地の五
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 一般国道四九〇号道路改良(東の山トンネル) 工事業所  
所在地 美祢市美東町絵堂一六一六番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		使用の方法
	能	力	
五五	二五	令和二、 九、一五	断続 四時間 変動なし
	予工事着手 年月日	予工事完成 年月日	使用開始 年月日
	令和二、 一〇、一四	令和二、 一〇、一四	間隔 時の使用 時間
	令和二、 一〇、一四	令和二、 一〇、一四	季節的変 動の概要

備考 「五五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号の生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラントをいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等		汚 染 状 態		汚 水 等 の 量							
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大						
五五	一 一	一 二	二 〇	三 〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	一 五	二 五	二	四	三 九〇	五 九〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3/時$ )	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
鋼 鉄 製	製	三〇	中和・凝集沈殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	令 和 二、 九、一 五	令 和 二、 一〇、 一四	令 和 二、 一〇、 一四

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態		汚 水 等 の 量			
	処 理 前	処 理 後	通 常	最 大	通 常	最 大		
排水 処理 施設	一 一	七・五	二 〇	一 五	三 〇	二 五	三 九〇	五 九〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態		汚 水 等 の 量										
	通 常	最 大	通 常	最 大									
七・五	八・五	六・五	一〇	一五	二五	五〇	三	一〇	一五	一	二	三 九〇	五 九〇

山口県告示第三百七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

大井湊区域	区	域	区	分
小型定置網漁業、主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業及び籠を使用してばいがいをとることを目的とする漁業				

山口県告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
萩市大字明木字向横瀬一七〇五・一七〇九・字芋ヶ迫右平一六八六・字芋ヶ迫一七〇二の一・字横瀬仏木一八〇〇の一四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和二年八月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類	県道				
路線名	周東美川線				
道路の区域					
区	間				
岩国市周東町瀬越字行円二二八〇の三地从先から同市周東町瀬越 同字二二八三の二地先まで					
新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
最狭 二一三・五	最狭 三〇・〇		一一五・五	一一九・〇	
最広 二四・五	最狭 二四・五			一一九・〇	

道路の種類	県道				
路線名	光玖珂線				
道路の区域					
区	間				
岩国市周東町差川字幸泉二二八七の三地从先から同市周東町差川字炭穴二六八四の二地先まで					
新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
最狭 二二・〇	最狭 一五・〇		一六・〇	二四七・五	
最広 二六・四	最狭 二二・〇			二四六・五	道路改良工事の完了による。

山口県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年八月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

いて一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光玖珂線	岩国市周東町差川字幸泉一・二・八七の三地先から同市周東町差川字炭穴一・六八四の二地先まで	令和二年八月二十 六日



(一七三) 下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
下関都市計画区域の全域及び下関北都市計画区域の全域
- 三 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
令和二年八月二十五日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

(一七四) 下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
下関市安岡町八丁目、安岡町七丁目、川中豊町一丁目、王司本町一丁目、松屋上町一丁目及び藤ヶ谷町
- 三 都市計画の案の縦覧期間  
令和二年八月二十五日から二週間
- 四 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

(一七五) 山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
山口都市計画区域の全域
- 三 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の縦覧期間

令和二年八月二十五日から二週間

五 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

(一七六) 防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

防府都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の縦覧期間

令和二年八月二十五日から二週間

五 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

(一七七) 防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 都市計画を変更する土地の区域

防府都市計画区域の全域

三 都市計画の縦覧期間

令和二年八月二十五日から二週間

四 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

(一七八) 周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

周南都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の縦覧期間

令和二年八月二十五日から二週間

五 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課、下松市建設部都市整備課、光市建設部都市政策課及び周南市都市整備部都市政策課

(一七九) 周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したので、同条第二項において準用す

る同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
光市大字光井地先公有水面埋立地、上島田三丁目及び島田三丁目並びに周南市秋月三丁目、城ヶ丘四丁目、福川南町地先公有水面埋立地及び大字徳山
- 三 都市計画の案の縦覧期間  
令和二年八月二十五日から二週間
- 四 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課、下松市建設部都市整備課、光市建設部都市政策課及び周南市都市整備部都市政策課

(一八〇) 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
岩国都市計画区域の全域
- 三 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
令和二年八月二十五日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課、岩国市都市開発部都市計画課及び和木町役場

(一八一) 岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
岩国市南岩国町五丁目及び牛野谷町一丁目
- 三 都市計画の案の縦覧期間  
令和二年八月二十五日から二週間
- 四 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課、岩国市都市開発部都市計画課及び和木町役場

(一八二) 岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
岩国南都市計画区域の全域
- 三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

令和二年八月二十五日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課

(一八三) 周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

周南東都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

令和二年八月二十五日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課、光市建設部都市政策課及び周南市都市整備部都市政策課

(一八四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

警察情報ネットワーク端末装置 三百六十五台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年八月七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中国芝浦電子株式会社 山口市宝町一番七六号

六 落札金額

三千六百六十五万六千九百五十円

七 入札公告日

令和二年六月二十三日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



山口県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年八月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者 氏名	公職の種類	その他の事項	届出(年月日)

創信会	柏原 伸二 吉永 隆史	岩国市今津町1丁目10番17号	岸 信夫 衆議院議員	政治資金規正法第79条の7第1項に係る国会政治団体	令和2、20
-----	-------------	-----------------	------------	---------------------------	--------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日(年月日)
岡崎裕一後援会	岡崎 裕一	岡崎 裕一	大島郡周防大島町大字久賀270の1		令和2、28
孝友会	佃 一郎	村田 雅典	小松650 大字		“ “ 6
原誉顕後援会	原 誉顕	原 五月	防府市大字植松187の7		“ “ 10
廣岡隆義後援会	廣岡 隆義	廣岡 隆義	大島郡周防大島町大字東安下庄66		“ “ 29
村木まさひろを励ます会	村木 正弘	村木 寿子	防府市大字鈴屋1201の3		“ “ 9

山口県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年八月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 滋

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		備考(年月日)
			新	旧	
自由民主党日置支部	上田 洋一	代 表 者	上田 洋一	江原 達也	令和2、10 4、
		会 計 責 任 者	中野 昭人	三輪 由浩	
		事 務 所	長門市日置中2329	長門市日置中5404	

自由民主党山口県LPガス支部	服部 典之	会計責任者	伊藤 孝志	河本 英一	“ “ 1
自由民主党山口県トラック支部	喜多村 誠	代 表 者	喜多村 誠	河崎 静生	“ “ 6、19
浅井ろうた後援会	浅井 朗太	会 計 責 任 者	浅井 朗太	浅井 智子	“ “ 3 “
		事 務 所	萩市大字東田町92	萩市大字平安古町223	
河村たかしを励ます会	河村 孝	名 称	河村たかしを励ます会	河村たかし後援会	令和2、9
河村建夫君を励ます会	久保田隆昌	代 表 者	久保田隆昌	宮本浩一郎	“ “ 14
国際勝共連合山口県本部	室本 一男	“ “	室本 一男	篠原 智	“ “ 5
		会 計 責 任 者	“ “	“ “	
坂本心次後援会	坂本 心次	事 務 所	周南市大字徳山15685の11	周南市大字久米2811の5	“ “ 4
政友会	村岡 嗣政	会 計 責 任 者	河崎 繁太	田中 裕子	“ “ 1
全国LPガス政治連盟山口県支部	服部 典之	“ “	伊藤 孝志	河本 英一	“ “ 4 “
萩の未来ネットワーク	藤道 健二	事 務 所	萩市大字土原490の6	萩市大字椿東2934の10	“ “ 7、27
藤道健二後援会	榎本 久繁	“ “	“ “	“ “	“ “ “
村岡つぐまさ後援会	河崎 繁太	会 計 責 任 者	松永 博男	河崎 繁太	“ “ 1
山口県医師会連盟	河村 康明	“ “	清水 暢	加藤 智栄	“ “ 6、18
山口県トラック運輸政策協議会	喜多村 誠	代 表 者	喜多村 誠	河崎 静生	“ “ 19
山田泰之助後援会	米重 政彦	“ “	米重 政彦	金子 昭二	“ “ 5、30

山口県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年八月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地		解散年月日
大日本義勇会	佐々木悟朗	難波 祥一	宇部市大字東須恵/220の4		平成29年12月31日
村田信二後援会	村田 信二	村田 恵	長門市東深川/10124の43		令和2年6月30日
山田泰之助後援会	米重 政彦	山田 民江	岩国市海上路町2丁目55番7号		〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年八月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の所在地	代表者の氏名	届出年月日
村木 正弘	防府市議会議員	村木まさすけを	防府市大字鈴屋/201の3	村木 正弘	令和2年7月29日

山口県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年八月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出事項を異動させた者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	備考（異動日）
			新	

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政



河村 孝	河村たかしを助ます会	名 称	河村たかしを助ます会	令和2年7月9日
坂本 心次	坂本心次後援会	事 務 所	周南市大字徳山5682の11	〃 〃 4
藤道 健二	萩の未来ネットワーク	〃	萩市大字土原490の6	〃 〃 27
			萩市大字椿東2934の10	

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- (一) 業務の名称及び数量  
警察用ヘリコプターの整備及び耐空証明検査業務 一式
- (二) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 履行期間  
入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和二年山口県告示第二十三号）に基づく資格審査において、整備の種目のその他について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 令和二年八月二十五日から同年十月六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部地域部地域運用課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部地域部地域運用課

(三) 受領期限

令和二年十月五日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和二年十月六日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

令和二年十月六日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者とする。

九 落札者の決定方法  
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年九月二十四日までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三

一九三三一九一五）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部地域部地域運用課（電話〇八三一九三三一九一〇）に問い合わせる。

一〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance and airworthiness inspection of a police helicopter to be issued its airworthiness certificate provided in Article 10 of Civil Aeronautics Act

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Community Police Operation Division, Community Police Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. October 5, 2020 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M. October 6, 2020)